

平成30年度第2回富山県消費生活審議会 議事要旨

1 日 時 平成30年12月20日（木）午前10時30分から午後0時まで

2 場 所 富山県庁4階大会議室

3 出席者

委員：神田委員、伊豆委員、稲垣委員、尾畑委員、小泉委員（県婦人会）、
炭谷委員、高木委員、谷井委員、中出委員、西井委員、
山本委員、渡邊委員

事務局：須河生活環境文化部長、今井生活環境文化部次長、
松本県民生活課長 他

4 議事内容

資料に基づき事務局から説明

- (1) 富山県消費者教育推進計画の改定素案について
- (2) 今後のスケジュールについて

5 主な意見等

(委員)

評価指標の「消費生活に関する講座を受講した高校生の割合」における「目標値 30%/年、3年間で概ね1回の受講」というのは高校の全3学年のうちの1学年を全て教育するという事で30%という値にしてあると考えればよいか。

(事務局)

そのような考え方で結構である。

(委員)

3年後には全高校生が受講するという事だ。

(委員)

消費生活に係る県民意識調査において過去1年間の消費者トラブルの経験が16.1%で、前回（H25）調査時の21.2%よりも5ポイント以上低下しているとの記載がある。前回調査では調査対象に含まれずH30年度は調査対象となった18～19歳のトラブル経験が4.8%とあるが、18～19歳の調査回答者数は21人で少ないが、これは影響しているか。

(事務局)

調査回答者数が全体では1,565人、18～19歳では21人であり、そのうち4.8%なので、影響しているかという1ポイントあるかないかではないかと思われる。

(委員)

全体で5ポイント以上の低下に18～19歳が及ぼす影響は1ポイント程度ということだ。成年年齢引下げの対象となる18～19歳が今回の調査ではじめて調査

対象に含まれたので、今回調査の取扱いには注意が必要である。

(委員)

高校生に教育する、大学生になったらまた教育するとの記載があるが、富山県内にいればその教育を受けられるが、地方へ出て行った大学生や就職して都会にいる若い人達はその教育を受けることはできない。大学生向けの教育は富山県内にいる大学生向けの教育になると思われるので、高校生の間にしっかり教育しないといけない。いざ社会に出て、都会に大学生として一人で暮らすとかなり身近に犯罪が潜んでいると聞く。高校生の時に漠然と教育を受けて理解したが、実際に都会に行くと先輩から「こんな良い話がある。簡単なアルバイトだからやってみないか。」と言われて、「小遣い稼ぎになる」と甘い話にのった結果、いわゆるねずみ講トラブルになったりする。親は離れているから、話がかかなり進んでしまってから気付く一方、本人は気付いていないというケースもあると聞くので、県内にいる間にしっかりと詐欺被害防止教育をしていただきたい。

(委員)

消費生活に関する講座を受講した高校生の割合を 30%/年を目標とするというのは、高校在学中に 1 回出前講座を受講するという説明だった。その出前講座は社会に旅立つことを前提にして学校で開催されており、授業でも消費生活に関する公民や家庭科の授業がある。授業においてどの程度倫理的なものが身につくかといった定着度を算定することは困難だが、学校関係者は鋭意努力して授業している。成年年齢引下げにより、高校生の消費者教育が危惧されるというのであれば、目標値の割合を高く設定して、授業及び出前講座で教育を徹底することを教科指導において申し合わせる事が可能だと考える。

(委員)

出前講座では、例えば県の消費生活センターと弁護士会でタイアップして各高校に行き、過去の失敗事例などの具体例を交えて話をしている。ただ、進学校からの講座依頼はあまりない。

(委員)

高校 3 年間で講座を 1 回受講というのは、何年生のときにというようにタイミングが決まっているのか。それとも 1 年生だったり、2 年生、3 年生だったりというように決まっていないのか。

(事務局)

特にこちらから指定はしていないため、学校の希望による。

(委員)

昨日高校で「スマホ、タブレットとどうつき合うか」というテーマで開催された P T A と生徒の語る会に出席した。当然トラブルの話が出て、1 年生、2 年生、3 年生の 200 人ぐらいつつを対象に実施されたアンケートの結果によると、所有率はほぼ 100%、トラブルに巻き込まれることを心配しているかという質問には、学年が上がるにつれて比率が少しずつ上がっていた。トラブルへの対処法を知っているかという質問には、知っている知らないが半々だった。

自分が参加したグループ・ディスカッションでは、8人の生徒のうち、4人は高校入学時、2人は中学生で、2人は小学生の時にスマホを購入したということだった。小学生の時に購入した子はトラブルの心配はないということだった。親に渡された時に自己責任で使用するようと言われて渡されて、その親の言うことを正しく理解して使用しているようだった。高校生になってから使い始めた子は、トラブルに巻き込まれたことがあったと言っていた。ほとんどの子が高校生になってスマホを所有し始めているので、早いうちに「スマホは怖い」と知ってもらうことが大事だと感じた。

もし指定できるのであれば、高校1年生の時に受講することにしてしまったほうがいいのではないか。ちなみに小学生からスマホを持っている子は今度3年生になる子なのだが、「18歳になったらクレジットカードを作るか」と聞いたら「作る」と言った。支払いは今コンビニ払いにしているが、18歳になり、高校を卒業したら、カードを作り、支払いを全部クレジットに移行すると言っていた。その子は仕組みを理解してしっかり行動するのだろうと思われる。高校生講座をするのであれば、なるべく1年生で行うことを推奨すればよいのでは。

（事務局）

高校生講座は巢立ち教育ということで、受験が終わった後や就職が決まった後の3年生の2月などに集中して依頼がある。成年年齢引下げになると高校生の中に成人してしまうため、出来れば1、2年生で授業をしっかりと行い、出前講座を前倒しで実施したい。今後は既に出前講座を実施済の高校は、前倒し実施を依頼し、未実施の高校にはまず実施を働きかけていく必要があると考える。

（委員）

「富山県消費者教育推進計画（改定素案）」の21頁で、現状の課題を踏まえたうえで、取り組みの方向性を出している。次の章で基本的な方向性を出すので、少し早出しではないか。26頁の消費者教育の推進施策に重点的に取り組むテーマが4つあるので、出すとすればその前後に出したほうが良いのではないか。

22頁の「第3章 消費者教育推進の基本的な方向」の最初に「消費者教育が育むべき力」が書いてあるが、25頁にある「目指すべき消費者像」がまずあるべきではないか。25頁では「目指すべき消費者像」が「自立する消費者」であり、「消費者市民社会の形成に寄与する消費者」だと書いてある。そのためにはどのような資質が必要なのかということになると、その次に来るのが22頁の「消費者教育が育むべき力」だと思う。まず、どのような人材があるか、どのような消費者像があるか、その消費者像はどのような資質能力を持つのかということで、22頁がくる。それらを養成するために、24頁「消費者の特性に対する配慮」がくる。それらを踏まえた施策があり、施策が実施されるので、23頁「ライフステージに応じた実施」というのがスムーズな流れになると思う。

この計画では施策として特殊詐欺に関しても言及しているが、非常に大事なことである。特殊詐欺は通常計画には盛り込まれないと思われるが、あえて盛り込んであるところが素晴らしい。課題にも施策にも書いてあるが、出来れば25頁「目指すべき消費者像」の中に、特殊詐欺にも対応するということが言及されていれば良い。

事業者の出前講座の講師という表現を採用していただきありがたい。新しく38頁に「エシカル消費」の実践例がある。エシカルは様々な分野にある。環境、社会・人、地域、そのような中で事業者としては、地域でグリーン購入、県産

材、地産地消、地元商店街の利用、被災地産品、伝統工芸等を倫理的な観点から買っていただく。倫理的な観点で買うというのは、割高になる。一方、消費者は品質の良い物を安く買いたいという思いが強い。そのような中でエシカル消費をお願いする場合、エシカルは割高な物が多く、大手では流通しないため、中小の事業者への働きかけが大事であると思う。払う金額に値するのかどうかを消費者が判断して購入するのは当然だが、それを供給する側も用意しなくてはならない。事業者だって売れないものは売れずに、失敗してしまう。したがって事業者側に対してエシカル商品が売りやすい環境を作る必要がある。施策的にどのような方法が良いのか考えてみると、行政で実施している消費者意識調査等の結果をもとに、エシカル商品に対する消費者の意識等を事業者側に伝えた上で、積極的な店頭陳列や情報提供を事業者側に働きかけるといったような施策であったり、様々なイベント等、消費者団体の活動、地域の啓発、消費者大会、各種イベント・セミナー、県広報など各種媒体の活用を通じた啓発を行う際には、是非関係市町村や消費者団体等の関係団体、大学、事業者と連携した形の中で行うというような記載を入れると、事業者側としても非常にやりやすいと思う。

(事務局)

いただいたご意見については、持ち帰り、ベストな方法で組み込みたい。

(委員)

エシカルの理解度については、消費者協会と消費者教育研究グループと一緒に調査をしたが、やはり低い。これをどうして行くかということをも自分達だけではなく、事業者や行政にも積極的に関わって欲しいということをも報告書の中に取りまとめている。

「富山県消費者教育推進計画（改定素案）」については、かなり良くなったと思う。消費者トラブルというのは時代の変化、社会環境の変化で、かなり変わっていく。そのため、今したからこれでいいというのではなくて、常に教育をする必要がある。そのための防止対策を練っていくためには、1つはその時その時の対応についてしっかりやるということ、もう1つは消費者のあるべき姿をしっかり教育するということが重要である。本来なら5年前、ライフステージにおけるそれぞれの場で教育をして、それがつながっていくというイメージだったわけだが、この部分がこの5年間なかなか十分対応しきれていない。ただ学校教育で講座を受講している割合が結構上がってきているので、この部分は成功しているのではないか。今後さらに成年年齢引下げに対応する必要がある。

新しく「環境、人、社会に配慮した消費者の育成」というのを立てて、エシカルを大きく取り上げているので、この中で持続可能な社会の発展への寄与とか、持続可能な社会と消費者も作っていかないといけない。その一員として大きな役割を果たすんだという言葉がこのダイジェスト版にも、しっかり盛り込んでいただきたい。環境や人、社会に配慮したというだけでなく、社会全体を持続させることが大事なので、そのような言葉も盛り込んでいただければよい。エシカル消費の啓発のところにを入れるなど、少々パンチのあるところに1つ入れると新しく改定されたものとして注目してもらえるのではないか。

全体として、新しいものに積極的に取り組んだいい形の計画案になっているので、あとはいかに予算をつけて確実に実施するかということに注力された

い。予算が計上されれば、受け手の団体は教育委員会としっかり連携をとりながら実行する。教育はしっかりしないといけないと思う。

（委員）

消費者被害を防止するための効果的な方法の初歩的・基礎的なやり方として、各消費者は問題に巻き込まれそうになったときに、県のホームページを見たり、あるいは消費者生活センターに相談する。そのように消費者がトラブルに巻き込まれそうになったときの対策を講じる手がかりが十分にあることを理解しているというところが大事だと思う。そのために出前講座や学校教育、あるいは地域人材の育成などいろいろな方法があり、従来から取り組んでいるが、それを着実に続けていくのが消費者教育の基本だと考える。

（委員）

「目指すべき消費者像」が計画を読み進めていかないに出てこないのが気になる。「第1章 消費者教育推進計画の改定にあたって」の「1 計画改定の趣旨」の最後のところに「こうした状況の変化を踏まえ、「被害にあわない消費者」や「合理的意思決定ができる自立した消費者」の育成を目指し」と二言だけで書いてあるので、そこをもう少しきちんと打ち出すことが重要ではないかと考える。

高校生の教育のところで、進学校からの講座の依頼が少ないという話があった。

（会長）

依頼がない。

（委員）

本県の特徴的なところとして、高校生の県外進学率が非常に高く、県内の進学率はワースト1、2位ぐらいである。かなり県外へ出て行ってしまうので、親御さんたちは非常に不安を感じながら県外に送り出しているのだと思う。特に外へ出て行く人たちに対しての教育を、どうにかしなければいけない。本県の特徴として県外進学率が高いということ踏まえて、PTAへ働きかけたり、県外の暮らし方教室などを工夫していく必要がある。

（会長）

県の消費生活センターから県下各高校に働きかけてはいるが、なかなか難しい。

（委員）

さらに強力にやる手立てを考える必要がある。

（委員）

現場を担当する指導者がこの場にいるので、特に進学校の生徒を対象に講座受講を徹底してほしいということを申し入れるということでご理解いただきたいと思う。

36頁の「(3)小・中・高等学校等の教職員の指導力の向上」の一番最後に「消費者教育を担う多様な関係者間の調整を行うコーディネーターの配置検討」と

あるが、学校現場にコーディネーターを配置することを検討されているのか。計画改定における現状、課題、そして進むべき方向とそのストーリーは大変素晴らしく出来上がっていると思うが、人材育成に関しては気になる点がある。前回も言及したが、くらしのアドバイザー、推進リーダー、市町村相談窓口、消費生活センター相談員など数多くの方々がこれまで役割を果たしてきていたなら、地域の講座の開催を知らない、受けていないなどの問題は起きていないのではないか。そこに新たにコーディネーターを作って、どのようなことをするのかということが明記されていない。また、評価指標の中に「地域住民や消費生活相談員等の担い手を新たに毎年30人ずつ育成することを目指す（目標値（累計）500人）」とあるが、500人というのはどのような人達なのか具体的に聞かせてほしい。

（事務局）

コーディネーターを置くことについては現在検討中だが、消費生活センターに配置出来ないかということを考えている。業務内容は、教育現場と消費生活部門の行政側と教育委員会をつなぐ役割を考えている。

担い手については、講座の周知も不十分な状態で受けていない方も多くいるが、具体的な担い手がどのような方かということは、資料の1の右下のほうに書いてあるようにくらしのアドバイザー、推進リーダー、民生委員、高齢者の見守り研修を受講した地域包括支援センターの職員などを想定している。

（委員）

前回も今回もだが、それだけでこの体制が進み、啓発が浸透するかどうか疑問である。組織、構図が見えてこない。実際にくらしのアドバイザーが地域で講座を開催しており、その上に推進リーダーがいる。推進リーダーとくらしのアドバイザーはどのような連携をとっているのか。そこにコーディネーターはどのように関わるのか。現時点で消費生活センターと学校は出前講座の申し込み等の連携はとれている。出前講座の受講者数を増やすことが課題になっているが、ただ新しく係を増やせばいいという訳ではない。現状において何が欠けているのか、何が浸透していないのか、課題を実現するために今の方たちで資質向上を図ればいいのか、などの対策の分析をもう少し深めてもらいたい。現場できちんと実践するための浸透を図るために、現場では何が問題なのかということが不明なので、コーディネーターがいればいいという発想は理解できるが、現状が打破できるのかというのは少々心配である。

（委員）

富山県消費者教育推進計画では、消費者というのは常に受身であるから、守ってあげなければいけないというイメージから出発していて、今は目指すべき消費者像として自立した消費者というふうになってきて、その流れとしては大変いいとは思っているが、いまひとつ足りないような気がしている。エシカルの考え方も、今後浸透させていかなくてもいけないのだが、もっと強く消費者の1つ1つの消費行動の重さの大切さというか、消費者1人1人の日常の日々の消費行動が社会を作っている、引いては地球環境も作っているという、そのような大きなものであるということ、そのようなニュアンスの言葉があまり見当たらない。そのような言葉をもう少し強調してほしいと思うし、目指すべき消費者像をもっと先に掲げることが必要だと思う。

学校では小学生、中学生から消費者教育を行っていると思うが、消費者教育は道徳教育の概念に近いと思う。人をだましてはいけないとか、人に対する思いやりの心とか、社会全体のことを考えるとといったことが、道徳教育とつながっていけば、消費行動にも必ず出てくると思うので、そのような位置付けの消費者教育というのをこの計画のどこに入れればいいかは分からないが、そのようなニュアンスのことを忘れずに入れてほしいと思う。

高校生や大学生の消費者教育というのは、被害にあわないためというものばかりだが、子供達が何も考えずに成長し、加害者になっているという場合も多いと思う。加害者の全体像が見えない社会だが、そのような時にネットで顔が見えない、名前も知らないから、これくらいいいやとか、被害者の痛みが分からない、分かっている自分に関係ないからいいというように考えて加害者側になっていく子供達もいると思う。世の中が不安定になればなるほど、そのような傾向になると思うので、消費者教育は道徳教育と平行してやっていくということが大変大事だと思う。消費者教育で何を教育するかという根本的なところで、あなたの消費者行動というものはすごく大事なことなんだ、自分が欲しいものを手に入れるだけのものではないんだという、そのような概念を計画のどこかに上手に入れてほしいと思う。

(委員)

消費者教育という言葉にあまり馴染みがないので、何を話すべきか分からなかったが、今の委員の意見に全面的に賛成である。基本的には、皆が消費者であり、物を買ったり、消費したりするということは、全員が生活の中で必要な行動に移っていくわけであり、事業者は消費者に逆に教育されて事業者のレベルを上げていこうとしていると思う。私は事業者の組合の代表であるから、事業者同士でお互いに教育し合い、自己啓発をしてきたつもりだが、消費者教育をして、それに合わせるような事業所を作るという形では今までやっていなかったと思う。私はお客様があって私達があり、私達が提案してお客様もそれを判断するという関係だけだと思っている。高等学校での教育に関しては必要だと思う。

昔は例えば新聞に書いてあるから正しいとか、新聞に書いてあったから良い商品だとかというような評価を比較的していた。でもある程度大人になり、誰にとっていいものかという選択ができる内容だということも勉強した。今はネットで何が正しいかという判断の前にネットに載っていたからこれが正しいとか、これが安いものでいいものだとか勝手な判断をするような時代になってきているが、その基本は先ほど委員が言ったように、人と人とがちゃんと話をし、判断し合えれば、誰かはひょっとしたら被害に会うかもしれないけど、その被害は次にはつながらないというようなことが昔からあった。ぜひそのような社会をもう1回できたらいいと思う。

高校教育は大事だが、高齢者に何か教育するといって教育の場を作っても高齢者は出てこないと思う。それよりもお互いが話す中でそういう形のもので出来てくる社会を作ったほうがまともじゃないかと今日の会合の中で思った。

(委員)

私達の団体もエシカル消費にかなり力を入れており、地産地消の推進や食品ロスの削減を目指し、皆でいろいろ協議している。最近では民生委員と共同で高齢者に集まっていたいただき話す中で、脅迫めいたいろいろな葉書がきたりすること

が話題になることが多々ある。私もここ2ヶ月で3通聞いた。この葉書は以前は字が大きかったが、最近は細かい字になってきた。高齢者はこの葉書が届いたら動揺して、こんな葉書が届いたが、どうすればいいのか？と不安になる。そのため、難しい気の張る講座ではなく、皆で茶話会をするような、気軽にいろんな話を聞く、そのような会合を催している。自宅に帰ったら、孫や子供達に話をして、それで家庭教育につながるのではないか、そのような教育を子供が小さいときから家族で話題にし、徐々に大人になったらいいと思う。

学校教育も大切だが、家庭教育でこのような基本的なことを教えるべきだと思う。何から何まで学校教育というのではなく、親として責任を持って子育てしたら良いと思う。

(会長)

本日いただいた様々なご意見をもとに素案を修正したうえで、パブリックコメントにかけ、最終案を作りたいと考える。